

令和5年度

那珂川沿岸農業水利事業（一期）

赤沢揚水機場ポンプ設備改修工事

特別仕様書

（当初）

関東農政局
那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（一期） 赤沢揚水機場ポンプ設備改修工事の設計・施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、那珂川沿岸農業水利事業計画に基づき、赤沢揚水機場のポンプ設備を更新・改造するものである。

2. 工事場所

茨城県東茨城郡城里町大字御前山地内

3. 工事概要

本工事は、赤沢機場ポンプ設備及びその他付帯設備等の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 主ポンプ設備 | |
| 立軸両吸込単段渦巻ポンプ（性能変更） φ400mm | 2 台 |
| (2) バイパス管類 | 1 式 |
| (3) 弁類 | 1 式 |
| (4) 原動機 | |
| 立軸かご形三相誘導電動機 137kW | 2 台 |
| (5) 補機設備・付帯設備 | 1 式 |
| (6) 計装設備 | 1 式 |
| (7) 電気設備（受変電・配電設備、操作盤類） | 1 式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章 3. 工事概要に示す設備の設計、撤去、製作、改造、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - 2) 責任分界点までの引込外線工事
 - 3) 建築用分電盤設備工事
 - 4) 建屋内外照明設備工事
 - 5) 建築工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

撤去工事は、次のとおりである。

- (1) ポンプ設備の撤去は、令和6年9月1日より着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等 11 日を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月における土日以外の 3 日間）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 4 章 現場条件

1. 受電条件

本機場の電気設備は、東京電力株式会社から 6600V（3 相、3 線、50Hz）で受電するものとする。なお、東京電力株式会社との責任分界点は、引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

2. 搬入路

工事用搬入路は設計図書に示す道路（国道 123 号、城理町道 8-0850 号線）を使用するものとする。

現場への搬入路は、4t 車の進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は電源引込及び受電申込みまたは受電申込書の作成、水道使用申込みについて、必要な調整を行わなければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわりその損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す書類は次のとおりとする。

受電申込書等の申請書	提出部数	1部（写し1部）
水道使用申込書等の申請書	提出部数	1部（写し1部）

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、赤沢機場敷地内とするが、使用にあたっては関連工事との調整を図るものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する施設及び資料等

- | | | |
|----------|---|----|
| (1) 資料名 | 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
赤沢揚水機場河川協議資料その他業務報告書 | 1部 |
| | 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
赤沢揚水機場実施設計その他業務報告書 | 1部 |
| (2) 貸与期間 | 工事契約から工事完成まで | |
| (3) 返納場所 | 那珂川沿岸農業水利事業所 | |
| (4) 貸与条件 | 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。 | |

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力は発注者において負担する。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 用水ポンプ設備の設計諸元

本ポンプ設備計画は、次の条件により設計するものとする。

- (1) 計画総用水量 46.26m³/min(=0.771m³/sec)

(2) 計画送水量

区分		期間	苗代期	代かき期	普通期	
			4月11日から 4月20日まで	4月21日から 4月30日まで	5月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月10日まで
設 県 分 別 の 既 設 ポン プ	最大取水量		0.3345m ³ /sec	0.665m ³ /sec	0.562m ³ /sec	0.064m ³ /sec
			20.07m ³ /min	39.9m ³ /min	33.72m ³ /min	3.84m ³ /min
	一日最大取水量		2,678m ³	57,456m ³	48,557m ³	— m ³
	(かんがい時間)		2.22hr	24hr	24hr	24hr

区分	期間	4月26日から 5月10日まで	5月11日から 7月5日まで	7月6日から 9月5日まで	9月6日から 9月20日まで	9月21日から 4月25日まで	年間総取水量 (千m ³)
国営分(将来) 最大取水量		0.081m ³ /sec	0.086m ³ /sec	0.106m ³ /sec	0.052m ³ /sec	0.050m ³ /sec	860
		4.86m ³ /min	5.16m ³ /min	6.36m ³ /min	3.12m ³ /min	3.0m ³ /min	

(3) 吸込水位、吐出し水位及び実揚程(性能変更ポンプ、新設ポンプ)

項目	吸込水位	吐出水位	実揚程
計 画	TP 16.20m※1	TP 41.50m	25.30m
最 高	TP 25.24m※1	TP 41.50m	25.30m
最 低	TP 16.20m※1	TP 41.50m	16.26m

備考：*1 スクリーン通過後の水位

(4) 周囲条件(屋内)

気 温 0℃～40℃
湿 度 30%～80%

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ポンプ主要部（主軸、インペラ）は運転開始から長期の運用に耐えうる構造とすること。

第 12 章 既設主ポンプ設備（性能変更）

1. 主ポンプ設備

(1) 整備内容

- 1) 既設ポンプは、製作工場へ持込 (3) 項の整備内容に示す部品を申請のうえ交換する。
- 2) ケーシングの接水部は 1 種ケレン後、塗装を施すものとする。また、メカニカルシール化へ改造に伴い追加工を行うものとする。
- 3) インペラは全揚程アップに伴い既設より外形を延長し新製交換するものとする。
- 4) 主軸はメカニカルシール化に伴い新製交換するものとする。
- 5) 軸封部はメカニカルシールとし初期給水方式とする。
- 6) ポンプの再組立て完了後、監督職員立会のもと新製の電動機との組合せ性能試験を実施するものとする。
- 7) 水中分離発生を防止して安全な設備とするため、フライホイールの GD² を増加する。

(2) 機器仕様

1) ポンプ

形 式	立軸両吸込単段渦巻ポンプ
口 径	吸込 400 mm 吸出 300 mm
台 数	2 台
計画吐出量	20.07 m ³ /min/台
全 揚 程	31.2 m
ポンプ効率	82.3 %以上
回 転 数	約 975 min ⁻¹
駆 動 方 式	電動機直結
吸 水 条 件	吸い上げ
封 水 方 式	初期給水方式 メカニカルシール

(3) 工場整備内容及び交換部品（ポンプ 1 台毎）

品 名	材 質	整 備 内 容
ケーシング	FC250	接水部 1 種ケレン後再塗装 非接水部 3 種ケレン後再塗装 メカニカルシール化に伴う追加工

ライナリング	CAC403	新製交換
インペラ	CAC402	新製交換
主 軸	S35C	新製交換
調整ナット	S35C	清掃手入れ後再使用
軸継手	S45C	清掃手入れ後再使用
軸継手カバー	SS400	清掃手入れ後再使用
プレート	SS400	清掃手入れ後再使用
軸受支え (上)	SS400	清掃手入れ後再使用 非接水部 3 種ケレン後再塗装
軸受カバー	FC200	清掃手入れ後再使用
油止板	C2801P	清掃手入れ後再使用
スリーブ	CAC402	新製交換
パッキン部スリーブ	SCS13	新製交換
スリーブナット	SCS13	新製交換
水切りつば	SS400	新製交換
軸受押え	S35C	新製交換
軸受ナット	AN17	新製交換
深溝玉軸受	—	新製交換 (No. 6320C3)
深溝玉軸受	—	新製交換 (No. 6317C3)
アダプター	S35C	新製交換
オイルリフタ	SS400	新製交換
軸受ナット	S35C	新製交換
軸受支え (下軸受用)	FC250	新製交換
軸受カバー (下軸受用)	SS400	新製交換
軸受カバー (下軸受用)	FC250	新製交換
メカニカルシール	—	追設
ブッシュ	—	追設
パッキン類	—	新製交換
ボルトナット類	—	新製交換

(4) フライホイール装置 (1 台毎)

品 名	材 質	整 備 内 容
ソールプレート	SS400	清掃手入れ後再使用
軸継手	S45C	清掃手入れ後再使用 (ポンプ～フライホイール用)
プレート	SS400	清掃手入れ後再使用
架台	SS400	清掃手入れ後再使用 非接水部 3 種ケレン後再塗装
原動機台	SS400	清掃手入れ後再使用 非接水部 3 種ケレン後再塗装
軸継手	FC200	新製交換 (電動機～フライホイール装置用)
軸継手用ボルトナット	—	新製交換 (電動機～フライホイール装置用)
中間軸	S35C	フライホイール改造に伴い追加工
フライホイール	SF540A	フライホイール GD ² 110kg-m ² 追加 (慣性モーメント 27.5kg-m ² 追加 既設フライホイール追加工 GD2 増加に伴う、別ピース製作、組込

		動バランス検査
下部軸受支え	SS400	清掃手入れ後再使用 非接水部3種ケレン後再塗装
軸受カバー	FC200	清掃手入れ後再使用
油止板	C2801P	清掃手入れ後再使用
オイルリフタ	SS400	清掃手入れ後再使用
深溝玉軸受	—	新製交換 (No. 6316C3)
軸受押え	S35C	清掃手入れ後再使用
上部軸受支え	SS400	清掃手入れ後再使用 非接水部3種ケレン後再塗装
アンギュラ玉軸受	—	新製交換 (No. 7324)
軸受ナット	S35C	清掃手入れ後再使用

(5) 付属品 (ポンプ1台毎)

品名	材質	整備内容
連成計	—	新製交換
圧力計	—	新製交換
満水検知器	—	新製交換
電動ボール弁 25A(封水)	—	新製交換
電動ボール弁 50A(空気)	—	新製交換
フローゲージ 25A	—	新製交換

2. 原動機

原動機は主ポンプを駆動するもので、ポンプの性能特性に適したものとする。

(1) ポンプ用電動機

1) 機器仕様

形式	立軸かご形三相誘導電動機 (開放防滴型)
出力	137kW
台数	2台
絶縁種別	F種
回転速度	1000min ⁻¹ (同期)
極数	6P
電圧	6600V
周波数	50Hz
始動方式	リアクトル方式
定格	連続

2) 付属品

①スペースヒータ	2台分
②軸受温度計	2台分
③分解工具 (工具箱共)	2台1式

3. 吐出管

流量調整のため、吐出管をT字鋼管に改修するものとする。なお、動水圧等の圧力に

対し安全な構造とする。

3F 異径 T 字管+短管

管 種	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ	(400A×300A) × (1298mm×547mm)
数 量	1 本
規 格	JIS G 3452
フランジ規格	JIS 7.5K (T 字管)、JIS10K (短管)

4. 補機設備

(1) 真空ポンプ設備

本設備は、ポンプを運転するために水面から吐出弁までの間の空気を抜いて、満水にするためのものである。

1) 機器仕様

形 式	横軸水封式真空ポンプ
口 径	32 mm
台 数	2 台
最大風量	1.1m ³ /min
最大真空度	77kPa
電動機出力	2.2kW 50Hz 210V
満水時間	約 3 min

2) 付属品

補給水槽 ステンレス製 40 リットル以上
ボールタップ式、電極式水位計(3 極)

(2) 封水ポンプ設備

本設備は、用水ポンプの初期封水を行うものである。

1) 機器仕様

形 式	横軸片吸込渦巻ポンプ
口 径	40 mm
台 数	1 台 (既設は 2 台あるが 1 台は 2015 年に更新済みなので本工事は 1 台のみ更新する)
吐 出 量	0.2m ³ /min
全 揚 程	11.2m
電動機出力	0.75kW 50Hz 210V

2) 付属品

圧力計 2 台分

(3) 所内排水ポンプ設備

本設備は、ポンプ室の床面が地盤より低く自然排水できないため、機器から出るド

レン排水等を集める排水ピット内に設置し、レベルスイッチ等により自動運転するものとする。

1) 機器仕様

形 式	水中ポンプ
口 径	65 mm
台 数	2 台
吐 出 量	0.4m ³ /min
全 揚 程	13m
電 動 機	2.2kW 50Hz 210V

2) 付属品

圧力計	2 台分
揚水管	2 台分

(4) 給水槽設備

本設備は、封水ポンプおよび真空ポンプ補水槽に給水するためのものでありボールタップにより自動補給するものとする。

1) 機器仕様

形 式	FRP タンク
容 量	1.0m ³ (1.0m×1.0m×1.0m 程度) 用水ポンプ初期給水量：20L/min・台 真空ポンプ封水量：8L/min・台

台 数	1 基
-----	-----

2) 付属品

電極式水位計	1 組
ボールタップ	1 台

第13章 バイパス管

1. 弁 類

弁類は、流水遮断、及び流量制御を行う事を目的に設置するもので現場条件、使用目的にあった構造及び性能を有する弁を選択するものとする。

(1) バイパス弁

1) 機器仕様

形 式	蝶型弁 (標準)
口 径	φ 300 mm
台 数	1 台
規 格	JIS 7.5K
駆 動 方 式	電動式 (手動開閉機構付) 0.2kW 程度
開 閉 時 間	約 180 秒 (表示は、標準的な開閉時間を示しているが、製作にあたっては始動時及び停止時にウォーターハンマが発生しない時間を設定すること。)

2) 使用材料

弁	体	FC200 同等品以上
弁	箱	FC200 同等品以上
弁	棒	SUS403 同等品以上

3) 付属品 (弁 1 台毎)

開度計 (発信器付)	1 台分
本体付開度計 (指針式)	1 台分
据付脚	1 台分
基礎ボルト	1 台分
トルクスイッチ	1 台分
リミットスイッチ	1 台分

(2) バイパス流量調整弁

1) 機器仕様

形 式	蝶型弁 (低キャビ形)
口 径	φ 150 mm
台 数	1 台
規 格	JIS 7.5K
駆 動 方 式	電動式 (手動開閉機構付) 0.2kW 程度
開 閉 時 間	約 180 秒 (表示は、標準的な開閉時間を示しているが、製作にあたっては始動時及び停止時にウォーターハンマが発生しない時間を設定すること。)

2) 使用材料

弁	体	SCS13 同等品以上
弁	箱	FCD450 同等品以上
弁	棒	SUS403 同等品以上

3) 付属品 (弁 1 台毎)

開度計 (発信器付)	1 台分
本体付開度計 (指針式)	1 台分
据付脚	1 台分
基礎ボルト	1 台分
トルクスイッチ	1 台分
リミットスイッチ	1 台分

(3) バイパス戻し弁

1) 機器仕様

形 式	ジェットポート弁 (低キャビ形)
口 径	φ 250 mm
台 数	1 台
規 格	JIS 7.5K
駆 動 方 式	電動式 (手動開閉機構付) 0.2kW 程度
開 閉 時 間	約 180 秒 (表示は、標準的な開閉時間を示しているが、製作にあたっては始動時及び停止時にウォーターハンマが発生しない時間を設定すること。)

2) 使用材料

弁	体	SCS13 同等品以上
弁	箱	FCD450 同等品以上
弁	棒	SUS403 同等品以上

3) 付属品 (弁 1 台毎)

開度計 (発信器付)	1 台分
本体付開度計 (指針式)	1 台分
据付脚	1 台分
基礎ボルト	1 台分
トルクスイッチ	1 台分
リミットスイッチ	1 台分

(4) バイパス戻し弁用オリフィス板

1) 機器仕様

形	式	オリフィス板
口	径	φ 250 mm
台	数	1 台
規	格	JIS 7.5K
駆	動	方式
操	作	力

2) 使用材料

オリフィス板	SUS304
--------	--------

3) 付属品

可とう伸縮継手	1 台分
---------	------

2. 流量計類

バイパス管に設置する流量計は電磁流量計とする。なお、垂直に設置する。

(1) 流量計

形	式	電磁流量計
口	径	φ 150mm
数	量	1 個
規	格	JIS G 3452
フランジ規格		JIS 7.5K

3. バイパス管類

バイパス管は鋼製とする。なお、バイパス管は動水圧等の圧力に対し安全な構造とする。

(1) 3F同径T字管+短管+レギュレーサ (管番号①)

管	種	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ		(250A×150A×300A) × (1746mm×550mm)
数	量	1 本
規	格	JIS G 3452

フランジ規格 JIS 7.5K

(2) 2F 曲管 (90°) + 短管 (管番号②)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ (150A×150A) × (1000mm×341mm)
数 量 1 本
規 格 JIS G 3452
フランジ規格 JIS 7.5K

(3) 曲管 (90°) + 1F 短管 (管番号③)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ (150A×150A) × (680mm×229mm)
数 量 1 本
規 格 JIS G 3452
フランジ規格 JIS 7.5K

(4) 短管 (ボウズ管) (管番号④)

管 種 配管用炭素鋼鋼管
(SGP) 口径×長さ 150A×1042mm
数 量 1 本
規 格 JIS G 3452
フランジ規格 JIS 7.5K

(5) 曲管 (90°) + 短管 (管番号⑤)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ (150A×150A) × (297mm×229mm)
数 量 1 本
規 格 JIS G 3452
フランジ規格 JIS 7.5K

(6) 2F 特殊曲管 (28°) + フランジアダプター (管番号⑥)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ (250A×250A) × (785mm×950mm)
数 量 1 本
規 格 JIS G 3452
フランジ規格 JIS 7.5K

(7) 2F 曲管 (90°) + 短管 (管番号⑦)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
口径×長さ (250A×250A) × (750mm×900mm)
数 量 1 本

規 格 JIS G 3452

フランジ規格 JIS 7.5K

(8) 2F 短管 (管番号⑧)

管 種 配管用炭素鋼鋼管
(SGP)

口径×長さ 250A×1200mm

数 量 1 本

規 格 JIS G 3452

フランジ規格 JIS 7.5K

(9) 1F 短管 (管番号⑨)

管 種 配管用炭素鋼鋼管 (SGP)

口径×長さ (250A×250A (φ380mm) ×650mm)

数 量 1 本

規 格 JIS G 3452

フランジ規格 JIS 7.5K

第 14 章 電気設備

1. 一般事項

- 1) 高圧受電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」(令和元年7月 農林水産省農村振興局整備部設計課)に準ずるものとする。
各設備・機器・器具の仕様・適用規格(JIS、JEC、JEM等)、同標準仕様書に対する特記・追加事項はこの特別仕様書による。
- 2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- 3) 変圧器及び電動機はトップランナー仕様とする。

2. 設備概要

- 1) 本機場の電気設備は、東京電力株式会社より農事用通年電力 6,600V (三相三線 50Hz) を受電し、電力を各負荷設備に供給する設備である。
なお、東京電力株式会社との責任分解点は引込柱の高圧気中負荷開閉器の一次側とする。

3. 配電盤設備

3.1 高圧引込盤

- 1) 数 量 1面
- 2) 準拠規格 JEM1425
「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」
- 3) 仕 様
 - ①形 式 鋼板製閉鎖自立形
 - ②使用場所 屋内
 - ③相 数 三相 3 線式
 - ④定格電圧 7.2kV

⑤定格周波数	50Hz	
⑥母線の定格電流	400A以上	
⑦定格短時間耐電流	12.5kA	
⑧盤の形式	C X形	
4) 概略寸法	1000 幅×2000奥行×2350高さ(mm)程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (N P)		1式
6) 盤内取付器具		
計器用変成器 (V C T) 取付余地		1台
断路器 (D S) 7.2kV 400A 12.5kA		1台
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.2 高圧受電盤		
1) 数 量		1面
2) 準拠規格	JEM1425	
	「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」	
3) 仕 様		
①形 式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
③相 数	三相3線式	
④定格電圧	7.2kV	
⑤定格周波数	50Hz	
⑥母線の定格電流	400A以上	
⑦定格短時間耐電流	12.5kA	
⑧盤の形式	C W形	
4) 概略寸法	800 幅×2000奥行×2350高さ(mm)程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (N P)		1式
交流電流計 (A)		1式
電流計切換スイッチ (A S)		1個
交流電圧計 (V)		1個
電圧計切換スイッチ (V S)		1個
周波数計 (H z)		1個
力率計 (P F)		1個
電力計 (W)		1個
電力量計 (W H)		1個
表示灯 (S L)		1式
故障表示灯 (F L)		1式
操作スイッチ (受電遮断器 切一入)		1個
不足電圧継電器 (27)		1個
過電流継電器 (51)		2個
地絡方向継電器 (67) 取付余地 (PAS付属品)		1個
試験用端子 (T T) 電流用、電圧用		1式
6) 盤内取付器具		

真空遮断器 (V C B) 7.2kV 600A 12.5kA	1台
同上用引出装置 (自動連結形)	1組
計器用変圧器 (V T)	2台
計器用変流器 (C T)	2台
操作電源用変圧器 (T) 乾式モールド形 1次ヒューズ付	1台
配線用遮断器 (M C C B) 2P 50AF	1台
高圧ヒューズ	1式
低圧ヒューズ	1式
変換器	1式
盤内照明灯及びドアスイッチ	1式
スペースヒータ及び温度スイッチ	1式
端子台及び内部配線	1式
3.3 補機用変圧器盤	
1) 数量	1面
2) 準拠規格	JEM1425 「金属閉鎖形スイッチギア及びコントロールギヤ」
3) 仕様	
①形式	鋼板製閉鎖自立形
②使用場所	屋内
③相数	三相3線式
④定格電圧	7.2kV
⑤定格周波数	50Hz
⑥定格短時間耐電流	12.5kA
⑦母線の定格電流	400A以上
⑧盤の形式	C Y形
4) 概略寸法	1000 幅×2000奥行×2350高さ(mm)程度
5) 盤面取付器具	
名称銘板 (N P)	1式
交流電流計 (A)	1個
電流計切換スイッチ (A S)	1個
交流電圧計 (V)	1個
電圧計切換スイッチ (V S)	1個
故障表示灯 (FL)	1式
のぞき窓	1個
6) 盤内取付器具	
三相モールド変圧器 (T) 6600V/210V 50kVA	1台
ダイヤル温度計 (警報接点付) 付属	
单相モールド変圧器 (T) 210V/210V-105V 10kVA	1台
限流ヒューズ付高圧負荷開閉器 (LBS) 7.2kV 200A	1台
換気ファン	1式
配線用遮断器 (M C C B) 3P 225AF	1台
配線用遮断器 (M C C B) 3P 100AF	1台
配線用遮断器 (M C C B) 2P 100AF	1台
配線用遮断器 (M C C B) 3P 50AF	1台
計器用変流器 (C T)	2台

進相コンデンサ (SC)	3kVar (直列リアクトル付)	1台
低圧ヒューズ		1式
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.4 No.1揚水ポンプ盤		
1) 数量		1面
2) 準拠規格	JEM- 1225 「高圧コンビネーションスタータ」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
③相数	三相3線式	
④定格絶縁電圧	7.2kV	
⑤定格使用電圧	6.6kV	
⑥定格周波数	50Hz	
⑦定格母線電流	400A以上	
⑧定格母線短時間耐電流	40kA (0.5秒)	
⑨盤の形式	S (1段積/面)	
4) 概略寸法	900幅×2000奥行×2350高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具 (1面当たり)		
名称銘板 (NP)		1式
交流電流計 (A)		1個
電流計切換スイッチ (AS)		1個
運転時間計 (HM)		1個
吐出し弁開度計 (ZI)		1個
送水流量計 (FI)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 手動-自動)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 単独-連動)		1個
操作スイッチ (CS) (主ポンプ 停止-運転)		1個
操作スイッチ (CS) (主ポンプ 閉-停止(引いて)-開)		1個
表示灯 (SL)		1式
故障表示灯 (FL)		1式
2Eリレー (2E)		1個
地絡方向継電器 (67)		1個
試験用端子 (TT) 電流用		1個
非常停止スイッチ		1個
押釦スイッチ (警報停止、表示復帰、ランプテスト)		3個
6) 盤内取付器具 (1面当たり)		
高圧真空電磁接触器 (VCS) 6.6kV 200A		1台
同上用引出装置 (自動連結形)		1台
電力ヒューズ (PF) (VCSに搭載) 7.2kV 40kA		3本
計器用変流器 (CT)		2台
零相変流器 (ZCT)		1台
高圧進相コンデンサ (SC) 6.6kV 50kVar		1台

直列リアクトル (SX)		1台
高圧真空電磁接触器 (VMC) 6.6kV 200A		1台
始動用リアクトル (X) 6.6kV 200A		1台
零相電圧検出装置 (ZPD)		1台
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.5 No.2揚水ポンプ盤		
1) 数量		1面
2) 準拠規格	JEM- 1225 「高圧コンビネーションスタータ」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
③相数	三相3線式	
④定格絶縁電圧	7.2kV	
⑤定格使用電圧	6.6kV	
⑥定格周波数	50Hz	
⑦定格母線電流	400A以上	
⑧定格母線短時間耐電流	40kA (0.5秒)	
⑨盤の形式	S (1段積/面)	
4) 概略寸法	900幅×2000奥行×2350高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具 (1面当たり)		
名称銘板 (NP)		1式
交流電流計 (A)		1個
電流計切換スイッチ (AS)		1個
運転時間計 (HM)		1個
吐出し弁開度計 (Z I)		1個
送水流量計 (F I)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 手動-自動)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 単独-連動)		1個
操作スイッチ (CS) (主ポンプ 停止-運転)		1個
操作スイッチ (CS) (主ポンプ 閉-停止(引いて)-開)		1個
表示灯 (SL)		1式
故障表示灯 (FL)		1式
2Eリレー (2E)		1個
地絡方向継電器 (67)		1個
試験用端子 (TT) 電流用		1個
非常停止スイッチ		1個
押釦スイッチ (警報停止、表示復帰、ランプテスト)		3個
6) 盤内取付器具 (1面当たり)		
高圧真空電磁接触器 (VCS) 6.6kV 200A		1台
同上用引出装置 (自動連結形)		1台
電力ヒューズ (PF) (VCSに搭載) 7.2kV 40kA		3本
計器用変流器 (CT)		2台

零相変流器 (ZCT)		1台
高圧進相コンデンサ (SC) 6.6kV 50kVar		1台
直列リアクトル (SX)		1台
高圧真空電磁接触器 (VMC) 6.6kV 200A		1台
始動用リアクトル (X) 6.6kV 200A		1台
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.6 バイパス弁制御盤		
1) 数量		1面
2) 準拠規格	JEM- 1265	
	「低圧金属閉鎖型スイッチギア及びコントロールギア」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
③相数	三相3線式	
④定格絶縁電圧	250V	
⑤定格使用電圧	220V	
⑥定格周波数	50Hz	
⑦定格電流	回路に適合したもの	
⑧定格短時間電流	回路に適合したもの	
⑨盤の形式	C X形	
4) 概略寸法	800幅×600奥行×2150高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1式
開度計 (ZI)		3個
送水流量計 (FI)		1個
操作スイッチ (CS) (閉-停止(引いて)-開)		3個
表示灯 (SL)		1式
状態表示灯 (LI)		1式
押釦スイッチ (警報停止、表示復帰、ランプテスト)		3個
6) 盤内取付器具		
漏電遮断器 (ELCB) 3P 50AF		4台
配線用遮断器 (MCB) 3P 50AF		1台
配線用遮断器 (MCB) 2P 50AF		2台
配線用遮断器 (MCB) 2P 30AF		3台
電磁接触器 (MC) 可逆		3台
サーマルリレー (THR)		3台
進相コンデンサ (SC) 15 μ F		3台
開度計変換器		3台
補助継電器		1式
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式

3.7 補機盤

1) 数量		1面
2) 準拠規格	JEM - 1265 「低圧金属閉鎖形スイッチギア及びコントロールギヤ」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
③相数	三相3線式	
④定格絶縁電圧	250V	
⑤定格使用電圧	220V	
⑥定格周波数	50Hz	
⑦定格電流	回路に適合したものとする	
⑧定格短時間電流	回路に適合したものとする	
⑨盤の形	C X形	
4) 概略寸法	1200幅×1200奥行×2350高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1式
交流電流計 (A)		2個
電流計切換スイッチ (AS)		2個
交流電圧計 (V)		2個
電圧計切換スイッチ (VS)		2個
吐出し弁開度計 (ZI)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 手動-自動)		1個
切替開閉器 (COS) (運転切換 単独-連動)		2個
切替開閉器 (COS) (運転切換 No.1-交互-No.2)		3個
操作スイッチ (CS) (電動機ヒータ 切-入)		2個
操作スイッチ (CS) (真空ポンプ 停止-運転)		2個
操作スイッチ (CS) (封水ポンプ 停止-運転)		2個
操作スイッチ (CS) (所内排水ポンプ 停止-運転)		2個
操作スイッチ (CS) (電動ゲート 閉-停止(引いて)-開)		1個
表示灯 (SL)		1式
故障表示灯 (FL)		1式
押釦スイッチ (警報停止、表示復帰、ランプテスト)		3個
6) 盤内取付器具		
配線用遮断器 (ELCB) 3P 50AF		11台
配線用遮断器 (MCB) 3P 225AF		1台
配線用遮断器 (MCB) 3P 100AF		1台
配線用遮断器 (MCB) 3P 50AF		2台
配線用遮断器 (MCB) 2P 50AF		5台
電磁接触器 (MC) (非可逆)		8台
電磁接触器 (MC) (可逆)		3台
計器用変圧器 (CT)		4台
サーマルリレー (THR)		11台
低圧進相コンデンサ (SC)		9個
限時継電器		1式

補助継電器		1式
盤内証明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.8 補助継電器盤		
1) 数量		1式 (2面)
2) 準拠規格	JEM - 1265 「低圧金属閉鎖形スイッチギア及びコントロールギヤ」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
4) 概略寸法 (1面当たり)	700幅×600奥行×2350高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1式
6) 盤内取付器具		
補助継電器		1式
限時継電器		1式
液面継電器		1式
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
端子台及び内部配線		1式
3.9 計装盤		
1) 数量		1面
2) 準拠規格	JEM - 1265 「低圧金属閉鎖形スイッチギア及びコントロールギヤ」	
3) 仕様		
①形式	鋼板製閉鎖自立形	
②使用場所	屋内	
4) 概略寸法	800幅×600奥行×2350高さ (mm) 程度	
5) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1式
流量積算計		2個
吐出弁開度設定器		2台
記録計		1台
押釦スイッチ (表示復帰、ランプテスト)		2個
6) 盤内取付器具		
プログラマブルコントローラ (PLC) 吐出弁制御用		1式
演算器		1式
警報設定器		1式
盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1式

端子台及び内部配線		1式
3.10 柱上気中負荷開閉器 (PAS)		
1) 数量		1台
2) 適用規格	JIS-C4607 「引外し形高圧負荷開閉器」	
3) 仕様		
①定格電圧	7.2kV	
②定格周波数	50Hz	
③定格電流	200A	
④定格短時間電流	12.5kVA	
⑤消弧媒質による種類	気中 (PAS)	
⑥方向性の有無	有	
⑦耐塩害の種類	耐重塩じん用	
⑧外箱の材質	ステンレス鋼	
⑨付属品	地絡継電器、継電器収納箱 (SUS)、鍵付、専用 専用ケーブル	
3.11 プライマリーカットアウトスイッチ (PCS) (県営)		
1) 数量		1組
2) 適用規格	JIS C 4620 「キュービクル式高圧受電設備」	
3) 仕様		
①定格電圧	7.2kV	
②定格周波数	50Hz	
③定格電流	100A	
④ヒューズの有無	無	
3.12 避雷器 (LA)		
1) 数量		1組
2) 適用規格	JEC-2374 「酸化亜鉛型避雷器」	
3) 仕様		
①定格電圧	8.4kV	
②定格周波数	50Hz	
③定格電流	5000A	
④設置場所	柱上	
⑤耐汚損区分	標準形	
3.13 接地端子箱		
1) 数量		1面
2) 仕様		
①設置極	E A, E L A, E B, E C, E D, E T1, E T2	

4. 計装設備

1) 吸水槽水位計

- ①数量 2組 (5極/組)
- ②形式 電極式水位計
- ③用途 異常低下、水位低下、始動インターロック、異常高水位
- ④仕様

a. 電源 : AC100V、50Hz

2) 所内排水ピット水位計

- ①数量 1組 (5極/組)
- ②形式 電極式水位計
- ③用途 低下警報水位、全台停止水位、1台目運転水位、2台目運転水位
- ④仕様

a. 電源 : AC100V、50Hz

3) 口径 150 mm 流量計

- ①数量 1台
- ②形式 電磁流量計
- ③用途 バイパス流量調整弁制御用
- ④仕様

a. 電源 : AC100V、50Hz

b. フランジ規格 JIS 7.5K

5. 付属品・予備品

電気設備には次に示す付属品及び予備品を具備するものとする。

1) 付属品

- ①リフター 1台
- ②検電器 1組
- ③変圧器引出レール 1式
- ④フック棒 1式
- ⑤点検灯 1個
- ⑥絶縁ゴムマット (厚さ6mm以上) 1式
- ⑦保守用工具 1式
- ⑧保守用工具箱 1式
- ⑨扉ハンドル用鍵 1個以上

2) 予備品

- ①ヒューズ 取付数の 100%
- ②ランプ 取付数の 100% (ただし、LEDは20%)
- ③グローブ 取付数の 100%
- ④補助継電器 取付数の 100%
- ⑤換気フィルタ 取付数の 100%
- ⑥予備品箱 (収納品目一覧表付き) 1個

第15章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装については、メーカー標準仕様とし、塗装色は打合せにより決定する。
なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

(1) ポンプ及び主配管の屋内露出部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚
工場	素地調整	1種ケレン	
	第1層	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m
	第2層	合成樹脂調合ペイント2種(中塗用)	30 μ m
	第3層	合成樹脂調合ペイント2種(上塗用)	25 μ m

(2) ポンプ及び主配管の接水部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚
工場	素地調整	1種ケレン	
	第1層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m
	第2層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m

(3) 屋内小配管

SUS：無塗装とする。

第16章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面「施工位置図」に示す点（●）における左岸 36.5k

(H=23.181m)、36.0k (H=22.098m) を使用するものとする。

なお、基準点等の位置は、測地成果2000に対応したものである。

3. 機械設備

- (1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 小配管は保守点検が容易に行えるよう配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。
- (4) 現場据付にあたり、施工後検査が困難となる箇所は、予め監督職員の確認を受けた後、施工しなければならない。
- (5) 壁や床貫通部には、屋外からポンプ室内への浸水対策としてモルタルや樹脂等を充填するものとする。
- (6) 据付及び撤去については、既設天井クレーンを利用できるものとする。

4. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお耐震クラスは「日本電機工業会規格 (JEMA) 技術資料」に示す A クラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また末端には適当な大きさの末端処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電線管の埋設は、GL から 0.3m 以上の埋設深とする。
- (6) 引込設備から受変電設備間の CVT ケーブルは CVT (E-E) とする。
- (7) 壁や床貫通部には、屋外からポンプ室内への浸水対策としてモルタルや樹脂等を充填するものとする。
- (8) 接地極の埋設箇所は監督職員の承諾を受けるものとし、所定の抵抗値を保持できない場合は、監督職員と協議する。
- (9) 接地極埋設箇所には埋設標示柱、埋設標示板、及び接地端子箱を設けるものとする。
- (10) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。
なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 付帯土木工事

機械基礎工事、躯体削孔、シンダーコンクリート及び防塵塗装は、本工事にて施工するものとする。

6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用目的
鉄筋コン クリート	21	12	25	60 以下	BB	基礎、貫通 部二次コン クリート
無筋コン クリート	18	8	25	65 以下	BB	シンダーコ ンクリート

2) 鋼材

①鉄筋コンクリート用鋼材

鉄筋コンクリート用異形棒鋼 JIS G 3112 SD295A

②設備小配管

配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3459 sch20

3) 電線及び電線管等

①架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ビニルシースケープル (CVT) JIS C 3605

②架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ビニルシースケープル (CV) JIS C 3605

③制御用ポリエチレン絶縁耐熱性ビニルシースケープル (CVV) JIS C 3401

④制御用ポリエチレン絶縁耐熱性ビニルシースケープル (CVV-S) JIS C 3401

⑤耐熱性ビニルシースケープル (IV) JIS C 3612

⑥光ケーブル (SM-2C)

⑦硬質ビニル電線管 (VE) JIS C 8430

⑧波付硬質ポリエチレン電線管 (FEP) JIS C 3653

⑨ポリエチレンライニング電線管 (PE) JIS C 8380

⑩薄鋼電線管 (CP) JIS C 8305

⑪厚鋼電線管 (GP) JIS C 8305

4) 防塵塗装

①エポキシ樹脂塗床材

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
電線及び電線管等	カタログ等
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書等
アンカーボルト	カタログ、試験成績書等

7. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生粒度アスコン(20)	
再生クラッシュラン	RC-40	

なお、舗装材に使用する場合には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

8. 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

9. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊	根崎解体工事 (株)水戸リサイクルセンター	水戸市谷津町 1182-1	8:15-16:30	再資源化 施設業者
アスファルト・コンクリート塊	根崎解体工事 (株)水戸リサイクルセンター	水戸市谷津町 1182-1	8:15-16:30	
汚泥(舗装切断排水)	(株)白土商事三美リサイクルセンター	常陸大宮市三美 1175-1	8:00-17:00	

10. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 毎 の 作 業 内 容 及	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 (ポンプ基礎)	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

び 解 体 方 法	⑤本体付属 (ポンプ設備等)	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (電気設備)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

11. 撤去工

- (1) 既設設備の撤去にあたっては、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (2) 撤去した既設ポンプ、配管類、電気盤等については、重量を計測し発生材報告書を提出するとともに、監督職員が指示する発生材仮置き場まで運搬するものとする。

第 17 章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

- (1) 本工事の施工段階は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

1) 施設機械工事等

工種		確認内容		確認時期	備考
用 排 水 ポ ン プ 設 備	1. 主ポンプ	出 来 形 管 理	外形寸法	製作完了時	
			羽根車とケーシングのクリアランス		
			その他外観構造		
	2. 主原動機(電動機を含む)		外形寸法		
			外観構造		
	1. 共通基準 (1) ポンプベース		中心のずれ	据付完了時	
			高さの精度		
			水平度		
	(2) 主ポンプ羽根車		ケーシングとの隙間		
	(3) カップリング芯出し (ポンプ-原動機、)		芯ずれ		
			面振れ		
	2. 立軸ポンプ		中心のずれ		
			軸芯の高さ		
			水平度		
1. 主ポンプ	性 能 ・ 機 能 管 理	性能試験	製作完了時		
2. 総合試運転管理		耐圧試験(水圧)	据付完了時		
		起動試験			
		始動停止条件			
		保護装置			

- (2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から補修を求められた場合には従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は補修に要する費用は、受注者の負担とする。

3. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第 18 章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

ア 主任技術者

建設業法第 7 条第 2 項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

イ 監理技術者

①建設業法第 15 条第 2 項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

②監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1)使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第 1 編 共通編 第 2 章撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システム

本工事は、受注発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

第19章 条件変更の補足説明

条件変更の本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) その他本仕様書に定めのないもの
- (6) 遠隔確認の試行を行う場合
- (7) 交通誘導員の配置が必要になった場合
- (8) 第2章第4項に示す工事数量に変更が生じた場合
- (9) 第2章第5項に示す施工範囲に変更が生じた場合
- (10) 第3章第I項に示す工程制限に変更が生じた場合
- (11) 異常出水により工期延長が必要となった場合
- (12) 排水処理の必要が生じた場合
- (13) 据付時における敷鉄板の必要が生じた場合

- (14) 現地精査により変更が生じた場合
- (15) 既設利用可能な機器（配線配管含む）等がある場合
- (16) 電磁流量計、電動蝶型弁、逆止弁を追加する場合
- (17) 予備品（メカニカルシール、軸受及びスリーブ）を追加する場合

第20章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、施共通仕様書（施）第1章 1-1-26 及び第1章 1-1-28 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。
工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書 第 18 条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- (3) VE 提案の提出
- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(様式 1～様式 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
 - 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(様式 5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合において

は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、v VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、受注者と発注者が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、参加者は、現場代理人、受注者幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員等を基本とするが、詳細の開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、受注者と発注者が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、参加者は、現場代理人、受注者幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員等を基本とするが、詳細の開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記 (1)、(2) 及び (3) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、「工事の施工効率向上対策議事録」に記録し相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 2 部を備え付けなければならない。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1)内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2)快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3)快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となること

をいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
現場閉所率	28.5%(8 日/28 日)以上	25%(7 日/28 日)以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日)以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らか

に受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

(7) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01

9. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ 工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
 その他 [理由:現場閉所による週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
 その他 [理由:現場閉所による週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保に取り組

んだ。]

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

□その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

12. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について
受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上
受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。
 - ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入又はリース費用
 - ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入又はリース費用
 - ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費
 - ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケ

ージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5)災害復旧工事等での人工精算、時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算のなど1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕工期と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙「工程通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている488日よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙「工期通知書」と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕工期内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月17日（工事完了期限）まで

余裕工期：令和5年10月16日から令和5年11月15日まで

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第21章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議する。

第22章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上または製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。